

現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨の届

建築基準法第 5 3 条の 2 第 3 項が適用される建築物の下記の敷地について、荒川区建築基準法施行細則第 8 条第 1 項の規定により、届け出ます。

年 月 日

建築主 殿

建築主 住 所

氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

記

(1) 敷地の地名地番	荒川区	(住居表示 番)																			
(2) 建築物の敷地面積	m ²	(基準日 令和 3 年 1 1 月 2 6 日)																			
(3) 建築基準法第 5 3 条の 2 第 3 項が適用される建築物の敷地の概要	現に建築物の敷地として使用されている土地で建築基準法第 5 3 条の 2 第 1 項の規定に適合しない建築物の敷地 現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば建築基準法第 5 3 条の 2 第 1 項の規定に適合しないこととなる土地 その他																				
(4) 現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面の概要	<table border="1"> <tr> <td>現に建築物の敷地として使用されている土地で建築基準法第 5 3 条の 2 第 1 項の規定に適合しない建築物の敷地</td> <td>受付欄</td> </tr> <tr> <td> 建築計画概要書の写し、建築確認台帳記載事項証明書 登記簿謄本(土地・家屋)又は固定資産評価証明書(土地・家屋)、公図の写し その他() </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば建築基準法第 5 3 条の 2 第 1 項の規定に適合しないこととなる土地 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>権利形態</td> <td>所有権(登記簿謄本(土地)、公図の写し)</td> <td>売買契約書の写し ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>借地権(登記簿謄本(土地)、公図の写し)</td> <td>借地契約書の写し ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他()</td> <td></td> </tr> </table> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 都市計画道路及び建築基準法第 4 2 条第 2 項道路の拡幅、地区施設整備による敷地面積の減少 (登記簿謄本(土地)又は固定資産評価証明書(土地)、公図の写し) 荒川区建築基準法施行細則第 4 3 条第 1 項一号に規定する角敷地の築造による敷地面積の減少 (登記簿謄本(土地)又は固定資産評価証明書(土地)、公図の写し) その他() </td> <td></td> </tr> </table>		現に建築物の敷地として使用されている土地で建築基準法第 5 3 条の 2 第 1 項の規定に適合しない建築物の敷地	受付欄	建築計画概要書の写し、建築確認台帳記載事項証明書 登記簿謄本(土地・家屋)又は固定資産評価証明書(土地・家屋)、公図の写し その他()		現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば建築基準法第 5 3 条の 2 第 1 項の規定に適合しないこととなる土地		<table border="1"> <tr> <td>権利形態</td> <td>所有権(登記簿謄本(土地)、公図の写し)</td> <td>売買契約書の写し ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>借地権(登記簿謄本(土地)、公図の写し)</td> <td>借地契約書の写し ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他()</td> <td></td> </tr> </table>	権利形態	所有権(登記簿謄本(土地)、公図の写し)	売買契約書の写し ()		借地権(登記簿謄本(土地)、公図の写し)	借地契約書の写し ()		その他()			都市計画道路及び建築基準法第 4 2 条第 2 項道路の拡幅、地区施設整備による敷地面積の減少 (登記簿謄本(土地)又は固定資産評価証明書(土地)、公図の写し) 荒川区建築基準法施行細則第 4 3 条第 1 項一号に規定する角敷地の築造による敷地面積の減少 (登記簿謄本(土地)又は固定資産評価証明書(土地)、公図の写し) その他()	
現に建築物の敷地として使用されている土地で建築基準法第 5 3 条の 2 第 1 項の規定に適合しない建築物の敷地	受付欄																				
建築計画概要書の写し、建築確認台帳記載事項証明書 登記簿謄本(土地・家屋)又は固定資産評価証明書(土地・家屋)、公図の写し その他()																					
現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば建築基準法第 5 3 条の 2 第 1 項の規定に適合しないこととなる土地																					
<table border="1"> <tr> <td>権利形態</td> <td>所有権(登記簿謄本(土地)、公図の写し)</td> <td>売買契約書の写し ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>借地権(登記簿謄本(土地)、公図の写し)</td> <td>借地契約書の写し ()</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他()</td> <td></td> </tr> </table>	権利形態	所有権(登記簿謄本(土地)、公図の写し)	売買契約書の写し ()		借地権(登記簿謄本(土地)、公図の写し)	借地契約書の写し ()		その他()													
権利形態	所有権(登記簿謄本(土地)、公図の写し)	売買契約書の写し ()																			
	借地権(登記簿謄本(土地)、公図の写し)	借地契約書の写し ()																			
	その他()																				
都市計画道路及び建築基準法第 4 2 条第 2 項道路の拡幅、地区施設整備による敷地面積の減少 (登記簿謄本(土地)又は固定資産評価証明書(土地)、公図の写し) 荒川区建築基準法施行細則第 4 3 条第 1 項一号に規定する角敷地の築造による敷地面積の減少 (登記簿謄本(土地)又は固定資産評価証明書(土地)、公図の写し) その他()																					

- (注意) 1 (2) 建築物の敷地面積については、基準日における建築物の敷地面積の最低限度未満の面積を記入してください。
 2 該当する項目の にレ点を記入してください。
 3 印のある欄は、記入しないでください。